

# 平成19年1月4日(木)よりATMでは 10万円を超える現金振込みはできなくなります

いつも当金庫をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。このたび、法律[本人確認法施行令・施行規則]の改正に伴い、平成19年1月4日(木)より、10万円を超える現金振込については『本人確認』が必要となりました。このためATM(現金自動預入・支払機)利用による、10万円を超える現金振込(当店宛も含む)の取扱いを停止させていただくこととなりました。また、窓口での10万円を超える現金振込の場合には、『本人確認書類』により本人確認をさせていただきます。なお、キャッシュカードによる振込は従来通りご利用可能です。お客さまにおかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年1月4日(木)より

「ATMでのお振込」について

現金振込の場合	10万円超	ご利用いただけません。 本人確認書類をご用意の上、窓口までお越しください。
	10万円以下	従来通りご利用可能です。
キャッシュカード による振込の 場合	当金庫カード	従来通りご利用可能です。
	他行カード	従来通りご利用可能です。(注) (お取引金融機関により振込限度額が設けられております。 詳しくはお取引金融機関へお問い合わせください。)

(注)但し、本人確認法に基づく本人確認が済んでいない口座のキャッシュカードでの10万円を超える振込はご利用いただけません。

詳しくはキャッシュカード発行金融機関へお問い合わせください。

平成19年1月4日(木)より

「窓口での10万円を超える現金振込」について

『本人確認書類(運転免許証・パスポート・国民年金手帳・各種健康保険証など)』をご用意され振込依頼書とともにご提示ください。